

集団健診・がん検診

実施日	受付時間	場所
11月1日(日)	8:30～10:30	(活)
11月8日(日)		(志)

対象者と費用 ※今年度まだ検診を受けていない人

内容	対象者	費用
特定健診、後期高齢者健診	志賀町国保、後期高齢者医療加入者	無料
胃がん検診(胃部X線検査)	40歳以上	500円
大腸がん検診(便潜血反応検査)		300円
肺がん・結核検診(胸部X線検査)		200円
肺がん・結核検診(喀痰細胞診)	50歳以上 (胸部X線検査必須。問診の結果、必要と判断された人のみ)	200円
胃がんリスク検査	令和3年3月末までに40.45.50.55.60.65.70.75歳になる人	300円
前立腺がん検診	令和3年3月末までに51.56.61.66.71歳になる男性	500円
肝炎ウイルス検診	令和3年3月末までに40.41.46.51.56.61歳になる過去未受診の人	無料
緑内障検診	令和3年3月末までに50.55.60.65.70歳になる人	500円

※検診は予約制です。事前に保健福祉センターに申し込みをしてください。検診当日の来所時間をお伝えします。

※健診を受ける人は、「健診受診券」と「保険証」をお持ちください。がん検診を受ける人は、「がん検診受診券」と「検診費用」をお持ちください。

※大腸がん検診の容器は、保健福祉センターと富来支所で発行します。

※緑内障検診対象者には、後日個別通知を送ります。

個別健診

※実施期間 10月31日(土)まで

協力医療機関で、健康診査(特定健診、後期高齢者健診)を実施しています。医療機関によって、事前に予約が必要な場合があります。必ず電話で確認してから受診してください。保険証と健診受診券が必要です。

個別歯科検診(無料)

内容	実施日	場所	対象
歯周病検診	11月30日(月)まで	町内歯科医院	令和3年3月末までに40、50、60、70歳になる人

※医療機関には事前に予約・確認してから受診してください。
※8月下旬に送付した「受診券」と「保険証」をお持ちください。
※検診結果「異常なし」の人には、歯ブラシによるクリーニングを実施します。

介護予防

☎ 地域包括支援センター ☎32-9132

※対象：65歳以上の人 (志) 以外は入館料が必要です

教室名	内容	実施日	時間	場所
ほがらか教室	ストレッチ 筋力強化運動	10月8日(木) 10月22日(木)	10:30～11:30	やすらぎ荘
志賀健幸教室	健康講話 軽体操	10月7日(水) 10月14日(水) 10月21日(水)	10:00～11:30	シルバーハウス
ニコニコ教室	ストレッチ 筋力強化運動	10月9日(金) 10月16日(金) 10月30日(金)	10:00～11:30	(と)
いきいき 貯筋倶楽部	いきいき 百歳体操	毎週火曜日	13:30～14:30	(志)
		毎週月曜日		(と)
		毎週水曜日	10:00～10:30	やすらぎ荘
		毎週金曜日	9:40～10:10	シルバーハウス

※いきいき貯筋倶楽部は祝日お休みです

赤い羽根共同募金

共同募金は、戦後間もない昭和22(1947)年に、市民運動として始まりました。

今年のテーマは「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」です。

集まった基金は、地域で行われるさまざまな福祉活動、新型コロナウイルス感染下の福祉活動、豪雨災害などの被災者支援活動に使われています。

「困ったときはお互いさま」の気持ちから始まった活動です。世の中の、誰もがしんどい今こそ、皆様のご支援、ご協力をお願いします。



☎ 志賀町社会福祉協議会 ☎ 42-2545

健康カレンダー 掲示板

申問 志賀町保健福祉センター ☎32-0339

※新型コロナウイルス感染症の発生状況によって日程が変更となる場合があります。
 ※発熱や風邪症状がないことを確認して、マスクを着用して来てください。発熱症状がある場合はお控えください。

《実施会場》

ⓧ: 志賀町保健福祉センター ⓦ: 富来保健福祉センター
 ⓧ: 富来活性化センター ⓧ: とぎ地域福祉センター

乳幼児健康診査

【受付時間】 1歳6カ月児健診 13:00～14:30
 4カ月児健診 13:15～14:00

内容	実施日	対象	場所
1歳6カ月児健診	10月8日(木)	平成31年3～4月生まれ	ⓧ
4カ月児健診	10月22日(木)	令和2年6月生まれ	

※詳細は「健診案内」(個別に送付)をご覧ください。

定期的に健診・検診を受けましょう!

- 健診・検診会場では、3つの密(密閉・密集・密接)の回避、消毒を徹底するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努めています。安心して受診してください。
- 自覚症状が現れにくい病気もあります。定期的な健診・検診で健康状態をチェックしましょう。自分の体をしっかり知ることが、健康維持の第一歩です。



すくすく子育て

内容	実施日	時間	対象	備考	場所
すくすく子育て相談	10月8日(木)	15:00～15:30		事前に相談内容を連絡してください	ⓧ
	10月22日(木)				
ゆう遊クラブ	10月13日(火)	10:30～11:30	乳幼児のお子さんとお母さんどなたでも	「手づくりおやつ」の紹介	ⓦ
	10月27日(火)	※10:00から希望者には計測を行っています		「作って遊ぼう!」	
げんキッズ広場	毎週火・金曜日	10:00～12:00		13日(火)はありません	ⓧ
遊びの教室	10月5日(月)	9:30～11:30	お子さんの発達に不安を感じている人	事前に保健福祉センターへ申し込みください	

健康相談

内容	実施日	時間	対象	備考	場所
いきいき健康相談	毎週金曜日	10:00～11:30	どなたでも	事前に連絡のうえ、健診結果もしくは血液検査結果などを持って来てください	ⓧ
こころの健康相談	10月16日(金)	13:30～15:30		1週間前までに予約が必要です	

女性がん検診

内容	対象者	費用	
		集団	個別
子宮頸がん検診 (子宮頸部細胞診)	20歳以上(平成13年3月31日以前生まれ)	500円	1,000円
	21歳(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ)	無料	クーポン券を提示してください
乳がん検診 (マンモグラフィ～乳房X線検査)	40歳以上(昭和56年3月31日以前生まれ)	500円	1,000円
	41歳(昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生まれ)	無料	クーポン券を提示してください
骨粗しょう症検診 (骨密度検査)	令和3年3月末までに20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる人	無料	

[集団検診日程]

内容	実施日	受付時間	場所
平日検診	10月12日(月)	13:00～14:00	ⓧ
土曜検診	10月3日(土)	9:00～10:00	
	11月7日(土)		
夜間検診	10月14日(木)	18:30～19:30	ⓧ
	10月28日(木)		

集団検診

※検診を希望する人は、事前に保健福祉センターに申し込みをして、指定された日時に受診してください。
 ※受診の際は、集団検診用受診券と検診費用を持参ください。

個別検診

※12月まで、協力医療機関で受診できます。事前に保健福祉センターに申し込みが必要です。
 ※医療機関には事前に予約・確認して受診してください。

こんにちは!

ハローワーク羽咋です!



◆ 企業の皆さまへ

- 雇用保険の届出には必ずマイナンバーを記載してください。平成30年5月から、下記の届出にはマイナンバーの記載が必要となっています。
 - ・雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）
 - ・雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）
 - ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・初回支給申請書（様式第33号の3）
 - ・育児休業給付受給資格確認票・初回支給申請書（様式第33号の5）
 - ・介護休業給付支給申請書（様式第33号の6）
- 令和2年3月から外国人雇用状況の届出において在留カード番号の記載が必要となっています。（在留資格が「外交」「公用」「特別永住者」を除く）
- ▽ 雇用保険被保険者となる外国人の場合
「雇用保険資格取得届・資格喪失届」にマイナンバーのほか、在留カード番号をご記入ください。
- ▽ 雇用保険被保険者とならない外国人の場合
「雇入れ 離職 に係る外国人雇用状況届出書」に在留カード番号をご記入ください。

◆ 雇用保険の受給手続きについて

雇用保険の受給手続きには、離職票、住所など本人確認書類、写真、口座番号確認書類、印鑑のほかマイナンバー確認書類も必要です。

マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票のいずれかをお持ちください。

届け出にあたり、お困りの点やご不明な点がございましたら、ハローワークにご相談ください。



★詳しくは・・・

☎ ハローワーク羽咋 ☎ 0767-22-1241

法律 相談

・弁護士 國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在は「あすなる法律事務所」を開業し弁護士として活動しています。愛知学院大学の特別教授も務めています。



新型コロナウイルスと労働問題について（その4）

Q…新型コロナウイルスを発病した労働者が治癒したと言って出勤しようとしていますが、この場合の対処法についてどうすればよいでしょうか。

A…労働安全衛生法第68条では「事業者は、伝染病の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない」と規定しています。そして、令和2年2月1日付けで新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）により「指定感染症」として定められました。その結果、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合、感染症法に基づき、都道府県知事が、発病した労働者に対し就業制限や、入院の勧告などを行うことができることになりました。したがって、都道府県知事により就業制限がかけられた労働者については、会社に就業させることはできません（この場合、事業主は休

業補償をする義務はありません）。

問題は、治癒したと言ってきた場合の対処法です。事業者としては、他の労働者の健康安全面や不安感の払拭などを考える必要があることから、事前に医師の「復帰可能診断書」を提出してもらい、他者への感染リスクがないことを証明させた上で、復職を認めるべきです。当該診断書を提出しない限り、就業を制限することは合理的理由があると考えます。なお、それでも不安がある場合、当該労働者の病状を担当した医師に直接確認することも可能だと考えます。この場合、医師は守秘義務があるとして回答を拒否すると思われるので、事前に発病した労働者から、担当医に直接確認することを了承するという「同意書」を得た方が良いでしょう。

また事業主は、批判や誹謗中傷など、発病した労働者へのモラルハラスメントにも注意する必要があります。発病した労働者は、精神的にも肉体的にも疲労していることから、復職に際して、何らかの制限措置を取る場合でも、十分な説明と理解を得る努力が必要であると思われます。

手話わっち

should be do watch
shold be do watch = みるべき



フレッシュな役場職員が
毎月手話で登場します。

支えあい



立てた左手の親指の付け根あたりを、右手のひらで2回トントンと軽くたたく



左手親指を立てて、右手のひらで外側から自分に向けて2回たたく

大切



軽く握った左手の甲に右手のひらをつけて軽くなでる

学校教育課 北口 裕香 (きたぐち ゆか)

学校に関する調査・統計や学校保健など、学校庶務を担当しています。
幅広い業務に戸惑うこともありますが、先輩方に優しくご指導いただいています。
仕事に対して真摯に向き合い、志賀町の学校教育に貢献していきたいです。

10月は

スリーアール 3R reduce reuse recycle 推進月間 です!

Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)



ごみをなるべく出さないようにすること。

例 食べきれない買い物をしてない。買いすぎた場合は、小分けし冷凍するなど工夫する。



物を大切に使用し繰り返し使うこと。

例 詰め替えのできるものを選ぶ。マイバック、マイボトルを利用する。



使い終わったら資源にまわすこと。

例 捨てるときに分別をしっかりと行う。

日頃のほんの少しの心がけから始めましょう。

環境安全課 ☎32-9321

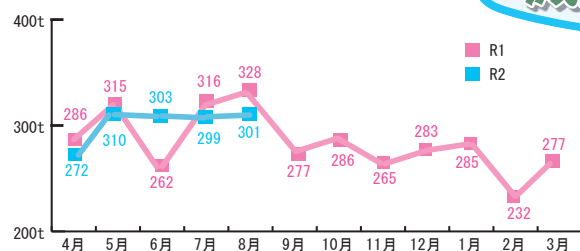
ゴミメーター

(家庭から収集した燃えるごみの量)

生ごみの約80%は水分です
「ギュッ」ともうひとしぼり!



27tの減量



環境安全課 ☎ 32-9321